

平成四年通商産業省令第八十号

計量単位規則

計量法（平成四年法律第五十一号）第六条、第七条、第九条第一項及び附則第七条並びに計量單位令（平成四年政令第三百五十七号）第七条第二号及び第三号、第十条並びに第十二条第一号の規定期づき、計量単位規則を次のように定める。

第一条 計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第六条の経済産業省令で定める

（織度、比重その他の物象の状態の量の計量単位）

計量単位及びその定義は、別表第一のとおりとする。

（記号）法第七条の経済産業省令で定める計量単位の記号は、次のとおりとする。

一 法第三条及び第四条に規定する計量単位にあっては別表第二に掲げるもの

二 法第五条第一項に規定する計量単位にあっては次に掲げるもの

イ 計量単位令（平成四年政令第三百五十七号。以下「令」という。）第四条第一号に規定する計量単位にあっては前号に規定する計量単位の記号に付したもの

【接頭語の記号】という。）を付したもの

ロ 令第四条第二号に規定する計量単位にあっては別表第五の第二欄に掲げる計量単位の記

号中の同表の第三欄に掲げる語の記号の直前に接頭語の記号を付したもの

ハ 令第四条第三号に規定する計量単位にあってはロに規定する計量単位の記号の直前に接頭語の記号を付したもの

三 法第五条第二項の規定に基づき令第五条に規定する計量単位にあっては別表第四に掲げる

もの

四 法第六条の規定に基づき第一条に規定する計量単位にあっては別表第五に掲げるもの

二 法附則第七条の経済産業省令で定める計量単位の記号は、次のとおりとする。

（特殊の計量に使用する計量器）

一 法附則第五条第一項の規定に基づき令第八条に規定する計量単位にあっては別表第六に掲げる

もの

二 法附則第六条第一項に規定する計量単位にあっては別表第七に掲げるもの

（特殊の計量に使用する計量器）

第三条 法第九条第一項の経済産業省令で定める特殊の計量に使用する計量器は、法第五条第二項

で定める計量単位それぞれについて令第五条に定める特殊の計量以外の計量に使用されないこと

が当該特殊の計量に使用される旨の表示その他の当該計量器の外観から明らかなものとする。

（光度）

第四条 令別表第一第七号の経済産業省令で定める光度は、その光源の放射する光を構成する波長

毎に別表第八に掲げる分光視感効率を用いて次に掲げる方法により算出する。

一 光源の放射する光のスペクトルが連続スペクトルであるものにあっては、左に掲げる式によ

るもの

$I = K_m \cdot 2 \int_{\lambda}^{\infty} I(\lambda) d\lambda$

Iは、定めようとする光度を表す値

K_mは、最大分光視感効果度

V(λ)は、波長λの分光視感効率

2は積分範囲の下限の波長で三百六ナノメートル

2は積分範囲の上限の波長で八百三十ナノメートル

I_e(λ)は、その光度を定めようとする光源の光度を定めようとする方向における波長λにお

ける分光放射強度の値

二 光源の放射する光のスペクトルが輝線スペクトルであるものにあっては、左に掲げる式によ

るもの

I = K_m ∫ V(λ) I_e(λ) dλ

I、K_m及びV(λ)は、前号の場合と同じ

I_e、λは、その光度を定めようとする光源の光度を定めようとする方向における波長λの輝線スペクトルの放射強度の値
λは、波長三百六十ナノメートルから八百三十ナノメートルまでの範囲の波長

（線質係数）

第五条 令別表第一第六十四号の経済産業省令で定める係数は、別表第九に掲げる線質係数とその他の因子の積とする。

二 前項に規定するその他の因子は、一とする。

第六条 令別表第二第六号の音圧実効値に経済産業省令で定める聴感補正を行つて得られる値は、その音を構成する周波数毎に別表第十に掲げる補正值を用いて次に掲げる式により算出する。

P = (P_n / P_n + 10 a_n / 10) ^{1/2}

Pは、音圧実効値に聴感補正を行つて得られる値

P_nは、周波数nヘルツである成分の音圧実効値

a_nは、周波数nヘルツにおける補正值

A = (A_n ² + 10 a_n / 10) ^{1/2}

Aは、振動加速度実効値に感覚補正を行つて得られる値

A_nは、周波数nヘルツである成分の鉛直振動の振動加速度実効値

a_nは、周波数nヘルツにおける補正值

第七条 令別表第二第七号の振動加速度実効値に経済産業省令で定める感覚補正を行つて得られる値は、その振動を構成する鉛直振動の周波数毎に別表第十一に掲げる補正值を用いて次に掲げる式により算出する。

A = (A_n ² + 10 a_n / 10) ^{1/2}

Aは、振動加速度実効値に感覚補正を行つて得られる値

A_nは、周波数nヘルツである成分の鉛直振動の振動加速度実効値

a_nは、周波数nヘルツにおける補正值

第八条 令第七条第二号の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる計量器であつて、別表第十二の中欄又は下欄に掲げる表示を付したもののうち法定計量単位により計量することが著しく困難なものに用いるものとして、経済産業大臣の承認を受けたものとする。

（非法定計量単位による目盛等を付した計量器）

令第七条第二号の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる計量器であつて、別表第十二の中欄又は下欄に掲げる表示を付したもののうち法定計量単位により計量することが著しく困難なものに用いるものとして、経済産業大臣の承認を受けたものとする。

一 輸出すべき機械又は装置を製造する者が当該機械又は装置の購入者の指示により行う設計図一面の製作又は補修に用いるもの

二 国、地方公共団体又はこれらに準ずる者が輸出する貨物について当該貨物の仕向地の法令又は確立された国際的基準に従つて行う検査に用いるもの

三 輸出する貨物について当該貨物の購入者又はその指定する者が購入に際してする検査に用いるもの（前号に掲げるものを除く。）

一 輸出する貨物について当該貨物の仕向地の法令又は確立された国際的基準に従つて行う検査に用いるもの（前号に掲げるものを除く。）

四 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三条第八号の検量事業を営む者が輸出する貨物の船積又は輸入する貨物の陸揚げを行つて行うに際してするその貨物の容積又は質量の検査に用いるもの（前二号に掲げるものを除く。）

二 都道府県知事の用いる計量器であつて経済産業大臣に届け出たもの

（輸入された商品）

令第七条第三号の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる計量器とする。

一 令第七条第一号及び第二号の計量器を使用する者又は製造し若しくは修理する者が用いる計

量器であつて経済産業大臣の承認を受けたもの

二 都道府県知事の用いる計量器であつて経済産業大臣に届け出たもの

（輸入された商品）

令第十条の経済産業省令で定める商品は、次のとおりとする。

一 半導体製造装置及びその部品

二 植物油脂及び加工油脂

三 豆類及びその調製品

四 調製穀粉

五 野菜及びその加工品

八	果実及びその加工品
九	生鮮肉類及び肉製品
十	魚類、えび類及びかに類並びにこれらの加工品
十一	茶、コーヒー及びココアの調製品
十二	香辛料
十三	めん・パン類
十四	菓子類
十五	加工卵製品
十六	ソース
十七	調味料関連製品
十八	アルコールを含まない飲料
十九	食料品のかん詰及びびん詰（他の号に掲げるものを除く。）
二十	化粧品（第二十三号に掲げるものを除く。）
二十一	ロイハニトヘニイ
二十二	歯磨き
二十三	医薬部外品であつて次に掲げるもの
二十四	口中清涼剤
二十五	腋臭防止剤
二十六	てんか粉類
二十七	育毛剤
二十八	除毛剤
二十九	染毛剤
三十	薬用石けん
三十一	薬用化粧品
三十二	薬用歯磨き類
三十三	（ヤードポンド法による目盛を付した計量器）
三十四	ズボン（ジーンズ・パンツに限る。）
三十五	哺乳用具
一	令第十二条第一号イに掲げるものにあつては、経済産業大臣の承認を受けたもの（ただし、自衛隊が用いるものにあつては経済産業大臣に届け出たもの）
二	令第十二条第一号ロに掲げるものにあつては、自衛隊が武器の一部として用いるもの（それが法第二条第四項の特定計量器（以下「特定計量器」という。）である場合にあつては経済産業大臣に届け出たものに限る。）
三	令第十二条第一号ハに掲げるものにあつては、国、地方公共団体、独立行政法人（以下この号において「独立行政法人」という。）又は製造事業者が検査に用いるもの（地方公共団体又は独立行政法人が用いるものにあつては経済産業大臣に届け出たものに、製造事業者が用いるものにあつては経済産業大臣の承認を受けたものに限る。）
四	前項第一号及び第二号に掲げる計量器が特定計量器である場合にあつては、別表第十三の中欄又は下欄に掲げる表示を付したものでなければならぬ。
五	附則
一	この省令は、法の施行の日（平成五年十一月一日）から施行する。ただし、第二条（別表第四の血压の計量の項及び人若しくは動物が摂取する物の熱量又は人若しくは動物が代謝により消費する熱量の計量の項の部分に限る。）の規定は、平成十一年十月一日から施行する。
二	計量単位規則（昭和二十九年通商産業省令第四十五号）及び計量法施行法第三条、第六条及び第九条第三項の計量等を定める政令第一条第八号および第三条の四の計量をするための器具、機械または装置等を定める省令（昭和三十八年通商産業省令第五百五十号。）は、廃止する。

別表第一（第一条関係）

この省令は、計量法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。
附 則（平成二五年九月二六日経済産業省令第五〇号）
この省令は、計量単位令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則（平成十三年三月二二日経済産業省令第三四号）
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

九 エ ン ス	八 湿 度	七 屈 折 度	六 力 率	五 粒 度	四 压 縮 強 さ	三 引 張 強 さ	二 比 重	一 纖 度	物 象 の 状 態 の 量
粒子フル	湿度	屈折度	力率	粒度	圧縮強さ	引張強さ	(計量単位を付さない)	キログラム每メートル デニール テクス	キログラム每メートル メートルにつき一千キログラムである纖度
毎平方メートル	湿度百分率	湿度百分率	每メートル又はデイオ ブトリ	メートル パスカル又はニュートル ン每平方メートル	メートル パスカル又はニュートル ン每平方メートル	メートル パスカル又はニュートル ン每平方メートル	日本酒度	キログラム每メートル メートルの九百万分の一 キログラム每メートルの百万分の一	キログラム每メートル メートルにつき一千キログラムである纖度
セルシウス度又は度	セルシウス度又は度	比	焦点距離が一メートルである屈折度	ある物質が通過することができる最小の方形網目又は円形網目の一边の長さ又は直徑が一メートルであるときの粒度	電力の電力の二乗と無効電力の二乗との和の平方根に対する空気中の水蒸気の分圧のその空気と同一の温度の飽和水蒸気の圧力に対する比の百倍が一である湿度	物質の質量のその物質と十万千三百二十五パスカルの圧力、四セルシウス度の温度の下において同一の体積を有する水の質量に対する比の値の逆数から一を減じた値の百四十四・三倍	(計量単位を付さない)物質の質量とその物質の十万千三百二十五パスカルの圧力の下において同一の体積を有する水の質量に対する比(前段の水の温度は温度を指定したときはその指定の温度、温度を指定しないときは四セルシウス度とする。)	キログラム每メートル メートルにつき一千キログラムである纖度	キログラム每メートル メートルにつき一千キログラムである纖度
粒子が一平方メートルの大円の断面を有する球形の空間につき一個の割合で入射するときの粒子フルエンス	た湿度	比	焦点距離が一メートルである屈折度	ある物質が通過することができる最小の方形網目又は円形網目の一边の長さ又は直徑が一メートルであるときの粒度	電力の電力の二乗と無効電力の二乗との和の平方根に対する空気中の水蒸気が結露する温度をセルシウス度又は度で表す	物質の質量のその物質と十万千三百二十五パスカルの圧力、四セルシウス度の温度の下において同一の体積を有する水の質量に対する比の値の逆数から一を減じた値の百四十四・三倍	(計量単位を付さない)物質の質量とその物質の十万千三百二十五パスカルの圧力の下において同一の体積を有する水の質量に対する比(前段の水の温度は温度を指定したときはその指定の温度、温度を指定しないときは四セルシウス度とする。)	キログラム每メートル メートルにつき一千キログラムである纖度	キログラム每メートル メートルにつき一千キログラムである纖度

熱量 ワット 秒	流量 リットル 毎時	質量流量 リットル 毎分	工率 立方メートル 毎秒	仕事 トン 毎時	動粘度 トン 毎秒	粘度 グラム 毎秒	応力 パール 秒	圧力 ニュートン メートル	力 グラム 毎リットル	密度 グラム 毎立方メートル	波数 ヘルツ	回転速度 メートル 毎秒	周波数 メートル 毎秒	角加速度 ラジアン 毎秒									
W • s	J	1 /h 又 是 L /h	1 /m i n 又 是 L /m i n	m 3 / h 又 是 L /s	m 3 / m i n	t / h 又 是 L /m i n	t / s 又 是 L /m i n	g / h 又 是 L /m i n	g / m i n	k g / h 又 是 L /m i n	N • s / m 2	P a • s	N / m 2	P a • s	N • m	g / m 3 又 是 g /L	m - 1 又 是 h /1	m i n - 1 又 是 h /1	s - 1 又 是 h /1	H z	m / s 2 又 是 m /h	m / s 2 又 是 m /h	r ad / s 2 又 是 r ad / s 2

	熱伝導率	比熱容量	電気量	電界の強さ	電圧	電気量	エントロピー	ワット時	ワット每メートル毎ケルビン	ワット每メートル毎度	ワット每メートル毎ケルビン	ワット每メートル毎度	ワット時		
吸収線量率	吸収線量	放射能	中性子放出率	濃度	音響パワー	電磁波の電力密度	放射強度	電力	電力量	磁束密度	起磁力	電界の強さ	電圧	比熱容量	
グレイ毎時	グレイ每秒	グレイ	ベク렐	ラド	キュリー	ラド	グラム每リットル	グラム每立方メートル	グラム每立方メートル	モル每立方メートル	モル每リットル	モル每立方メートル	モル每立方メートル	ジユール	ジユール
Gy/h	Gy/s	Gy/min	rads	Gy Ci	Bq	min-1	s-1	g/m3	g/m3	k g/m3	m01/m3	m01/m3	m01/L	J/(kg·K)	J/(kg·K)

濃度	動粘度	粘度	圧力	回転速度	振動加速度レベル	音圧レベル	電磁波の減衰量	皮相電力量	無効電力量	皮相電力	無効電力	線量当量率	線量当量	照射線量率	照射線量	カーマ率	カーマ率																					
体積百分率	質量千兆分率	質量十億分率	質量百万分率	質量千分率	ストークス	ボアズ	気圧	回毎時	回毎分	デシベル	デシベル	ボルトアンペア時	ボルトアンペア秒	バール時	バール秒	ボルトアンペア	レム	シーベルト																				
v o l %	p p q	p p t	p p b	p p m	% %	S t	P	a t m	r / h 又 是 r p h	r / m i n 又 是 r p m	d B	d B	V A h	V A s	v a r h	V A	v a r	r e m / h	r e m / m i n	S v / h	S v / m i n	r e m	S v	R / h	R / m i n	R / s	C / (k g • h)	C / (k g • m i n)	R	C / k g	G y / h	G y / m i n	G y	G y / s	G y	r a d / h	r a d / m i n	r a d / s

別表第6 (第2条関係)		物象の状態の量		長さ	
		計量単位		キユリ一毎リツトル	
				C i / 1 又は C i / L	
3 7 5	3 7 0	3 6 5	3 6 0	波長 (ナノメートル)	別表第8 (第4条関係)
0. 0 0 0 0 0 0 2 2	0. 0 0 0 0 0 0 1 2	0. 0 0 0 0 0 0 0 3 9	0. 0 0 0 0 0 0 0 7 0	分光視感効率	別表第7 (第2条関係)
5 9 5	5 9 0	5 8 5	5 8 0	5 7 5	工率
B t u	f t • l b f	f t H 2 O	i n H g	i n H 2 O	英熱量
P S	記号				計量単位
5 5 5	5 6 5	5 6 0	5 5 5	5 7 0	物象の状態の量
5 4 5	5 4 0	5 3 5	5 3 0	5 2 5	熱量
5 2 0	5 1 5	5 1 0	5 0 5	5 0 0	仕事
5 0 5	4 9 5	4 9 0	4 8 5	4 8 0	圧力
4 6 5	4 7 0	4 7 5	4 6 0	4 5 5	力のモーメント
4 5 0	4 4 5	4 4 5	4 4 0	4 3 5	力
4 4 0	4 3 5	4 3 0	4 2 5	4 1 0	応力
4 3 0	4 2 5	4 1 5	4 1 0	4 0 0	温度
4 2 0	4 1 0	4 1 0	4 0 5	4 0 0	面積
4 1 0	4 0 5	4 0 5	3 9 5	3 9 0	質量
4 0 0	3 9 5	3 8 5	3 8 0	3 8 0	長さ

